

平成29年度

# 事業計画書

社会福祉法人

春日市社会福祉協議会

# 平成 29 年度 事業計画

## 1. 基本方針

今日、家族機能の低下や地域社会におけるつながり・支え合いの機能の脆弱化が進み、人間関係の希薄化が問題となっている中で、地域包括ケアや生活困窮者支援制度など国の施策においては、介護や貧困という支援に留まらず、社会的孤立の問題への対応や社会とのつながりの再構築を、住民主体による助け合いと多様な主体によるネットワークの形成、公的な福祉サービスとの連携・協働により進めていくことが図られています。

さらに、平成 27 年 9 月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が厚労省より公表され、新しい地域包括支援体制(全世代・全対象型地域包括支援体制)の実現に向け検討が行われるとともに、平成 28 年 6 月には、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、同年 7 月に厚労省は『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現」を提唱し、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして位置づけました。

これら一連の国から発出された将来の福祉構想は、個別支援と地域づくりの一体的推進や生活支援への住民参加、制度の狭間になっている生活課題への対応、対象を限定しない支援、地域

住民による地域課題の解決力強化体制づくり、包括的相談支援体制の構築など、社協がこれまで進めてきた地域福祉の実践が、本格的に施策として展開されようとしていることを意味します。

一方、平成 28 年 3 月 31 日に成立した改正社会福祉法において社協は、高い公益性が求められる社会福祉法人として、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上・財務規律の強化等を進めるとともに、地域福祉を推進する「協議体」としての特性を発揮して、社会福祉法人・福祉施設との協働による公益的な取り組みを推進することが期待されています。

今後もこれら国の諸改革の動向を注視しつつ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティづくりを推進していくため、行政と一体的に策定した「第 3 次地域福祉活動計画」の実現に向け、住民参加・協働のもと、地域での見守りや支え合い、災害時・緊急時の支援を推進し、「新たな支え合い」の仕組みづくりとそれを支えるボランティア活動の活性化に取り組んでまいります。

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、生活支援コーディネーターを中心に地域担当者や多様な機関・団体等との連携により、住民と共に地域のニーズ把握や資源開発を進め、地域ぐるみの総合的支援体制の基盤整備を図るとともに、「まごころ訪問」

や「おたすけサービス」「移送サービス」「配食サービス」等の生活支援事業の充実・強化に努めてまいります。

さらに、今後も増加することが見込まれる、認知症高齢者や障がい者等に対する権利擁護事業は、日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が、切れ目なく一体的に確保されるよう、「福祉あんしんセンター」と行政や法律・医療等の専門職並びに関係機関との連携・協力体制を深め、幅広い対象者への対応能力の強化を図ってまいります。

次に、制度開始から3年目を迎えた「生活困窮者自立支援事業」は、対象者の属性に関わりなく複合的な課題に対する包括的な取組の先駆けとしての役割を果たし、実績や経験・ノウハウを蓄積するとともに、【個の支援】から【個を支える地域づくり】へと活動が繋がるよう、他部署・他機関との連携強化を図り、平成30年度の制度見直しに備えてまいります。

最後に、介護保険等事業については、今年度法改正が行われ、平成30年度には報酬改定が行われます。制度改正等に伴う将来の見通し等を十分に精査し、収支管理の徹底・経費の削減・サービスの質の向上により、適正な運営に努めてまいります。

以上のことを踏まえ、本会が住民から信頼され必要とされる社協であり続けていくために、地域福祉を推進する中核組織であることの責任や果たす役割の重要性を自覚し、健全な法人運営を図り、『誰もが安心して幸せに暮らせるまちづくり』に向けた事業や活動を展開してまいります。

## 2. 基本計画

### 事業総務課 総務担当

社会福祉法人制度改革による経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえた経営基盤の強化に努めます。また、「第3次地域福祉活動計画」の推進等、更なる地域福祉活動の推進に努めます。

#### 1. 社会福祉法人制度改革への取り組み

- (1) 経営組織のガバナンスの強化
- (2) 事業運営の透明性の向上
- (3) 財務規律の強化
- (4) 地域における公益的な取組を実施する責務

#### 2. 行政との良好で強固なパートナーシップの構築

- (1) 持続的な地域福祉の推進検討会議
  - ・将来における、社協の事業展開や方向性等についての検討会議の実施（定例的な協議）
  - ・組織のあり方や人員の配置計画等についての協議

#### 3. 財源の確保

- (1) 自主財源の確保
  - ・介護保険事業等の見通しと収支管理の徹底

- ・利用料収入、事業収入等の拡充検討
- ・フリーマーケットの開催やいきいきフェスタでの食品バザーの出店による収益の確保
- ・自動販売機の増設による手数料収入（社会福祉センター内）

#### (2) 民間財源の確保

- ・福社会員、共同募金の職員一体となった取り組みの推進
- ・寄附金収入の底上げの検討と研究
- ・民間助成金の活用

#### (3) 公費財源の確保

- ・住民から信頼される活動や事業の充実を通じ、安定した公費の確保に努めます。

#### (4) 経費の削減・効率化

- ・将来を見据えた業務内容や業務分担の研究・検討
- ・コスト意識の徹底
- ・限られた財源の有効活用（集中化・重点化・効率化）

### 4. 広報活動の充実（計画 P52）

#### (1) ホームページによる情報発信

- ・迅速、的確な各種情報の発信を行い、住民の福祉活動への理解と関心を深めます。

#### (2) イベントを通じた広報活動

- ・「いきいきフェスタ」や「かすがフリーマーケット in 社協」などのイベントを通じた広報活動

### 5. 職員の資質の向上（計画 P60）

#### (1) 情報の収集と発信

- ・新たな政策や制度改正等の情報収集と情報の発信や共有化を図るため、各種研修や講習等積極的に参加をします。

#### (2) 資格取得の促進

- ・必要な資格取得に対する経済的・時間的支援を行います。

#### (3) 人事考課制度の研究・検討

### 6. 福社会員制度の拡大強化

地域福祉活動や在宅福祉活動を推進する大きな財源である会費の加入拡大を図るとともに、あらゆる機会を通じて住民への周知や理解を深めるための取り組みを推進します。

#### (1) 福社会員の加入促進

- ・新規会員の獲得と継続加入の仕組みの研究
- ・会費の使途の効果的 PR
- ・個人、各種団体、企業、法人等会員への加入促進
- ・役職員及び評議員等、組織的な取り組みの強化

#### (2) 福社会員協賛店登録店の加入促進

- ・情報更新の徹底
- ・新規協賛店の獲得

## 事業総務課 ナギの木苑担当

1. 介護予防、健康づくり事業の推進と充実（計画P67）
  - ・介護が必要とならないための介護予防教室や健康づくり講座等を実施するとともに、各種交流会や趣味活動を通じ、元気づくり生きがいがづくり、仲間づくり活動を推進します。
  - ・昨年に引き続き、市の介護予防事業「リズムDE介護予防」をナギの木苑で実施するほか、新たな自主事業を開発するなど、さらに介護予防の拠点としての機能を高めます。
  - ・「介護予防ボランティア養成講座」を、昨年に引き続き受託し、元気高齢者のマンパワーを活かしたボランティアの育成と活動の場の提供を行います。また、昨年、養成講座に参加されたボランティアのフォローアップも継続して行います。
  - ・新たに、いきいきプラザのいきいきルームの事業者と共同で、ナギの木苑で健康測定会を開催するなど、春日市の介護予防の拠点同士の連携に努めます。
2. 相談体制の強化（計画P60）
  - ・苑と利用者のコミュニケーションを密に図り、日常の相談窓口としての機能を高めるとともに、社協内他部署をはじめ、行政や関係機関との連携に努めます。
3. 安心安全な施設づくり
  - ・常に、公の施設を管理運営する意識を持ち、利用者が安全かつ

快適に利用できる管理体制に努めます。

- ・法令を遵守した衛生管理を施すとともに、施設内の巡回頻度を増やし、利用者の安全確保に努めます。
- ・緊急時の対応や利用者の把握を行うため、利用者の登録制度について市と協議を進めて行きます。

## 事業総務課 あんしんセンター担当

1. 福祉あんしんセンターの拡充（計画P63）
 

高齢や障がいなどにより、判断能力が低下してきた方に、地域で安心して自立した生活が送れるよう、権利擁護の視点をもって支援を行います。さらに判断能力が低下した場合には、行政との連携を密に図り、成年後見制度への移行を視野に入れた取り組みを推進します。

  - (1) 福祉あんしんサービスの充実
    - ・専門職や関係機関との情報の共有と連携強化  
(権利擁護実務担当者会議の出席)
    - ・サービス内容及び体制の見直し
    - ・住まいに関する困りごと、入退院時支援、死後事務、家財処分等に関するサービスの調査・研究
  - (2) 法人後見制度の更なる充実
    - ・成年後見制度の更なる充実

- 権利擁護に対する総合相談体制の整備

### (3) 運営審議会の充実

- 運営審議会機能の充実

## 2. 相談事業機能の充実（計画P60）

様々な生活課題を抱える人たちのわずかなサインを見逃さないよう、相談機能の充実に努めます。

### (1) 心配ごと相談

- 身近で気軽な相談窓口としての環境整備
- 専門相談員（司法書士・行政書士）との連携強化
- 相談連絡会での情報提供と相談活動の研鑽

### (2) 悩みごと相談

- 悩みごと相談事業周知の強化
- 相談員（産業カウンセラー）との情報交換  
（相談・連絡会議の開催）

## 3. 生活困窮者自立支援事業（計画P71）

様々な理由で生活が困窮している世帯に対し、寄り添い型の支援を行います。また、地域で築き上げてきた住民、民生委員・児童委員、ボランティア等とのネットワークを活かし、生活困窮者の早期把握に努め、関係機関との連携を深め、本人の意思を尊重し個々の状況に応じた適切な支援を行います。さらに、自ら声をあげにくい「ひきこもり等」の支援については、アウトリーチの徹底や調査・研究等を行いながら支援を行います。

- 包括、個別的な支援

- 早期的、継続的な支援

- 創造的な支援

## 4. 資金貸付事業（生活福祉・福祉・緊急支援）（計画P71）

### (1) 生活困窮者自立支援制度との連携

- 生活困窮者自立支援機関や他機関との連携強化を図り、複合的課題を抱えた相談者の支援に努めます。
- 緊急支援資金貸付制度の充実  
緊急的に資金が必要な相談者に対し、資金の貸付を行うとともに、必要に応じて物資の支援を行います。

### (2) 相談体制の強化（計画P60）

- 増加する相談者に対して、迅速かつ適切な対応がとれるよう、相談対応可能職員の体制を整備します。

## 地域福祉課 地域福祉担当

## 1. 地域福祉活動推進支援事業

（計画P52、54、56、60、62、67、76、78）

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進するため、地域が抱える様々な課題を、地域住民の参加と協力によって支え合う地域福祉活動への支援強化に努めます。

また、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題等の相談に応じ、必要な情報提供及び支援について、関係機関などと連携を図り取

り組んでいきます。

(1) 地域福祉エリア（中学校校区）ごとの各地区活動への支援

- ・地区の福祉活動への支援や調整
- ・個別の相談への対応
- ・関係機関との連絡調整

(2) 福祉情報の提供

- ・地区における福祉広報作成の支援
- ・福祉活動情報の発信（随時）
- ・自治会役員研修会並びに福祉委員会での情報交換

(3) 住民からの相談対応

- ・生活課題の早期発見
- ・個別相談支援、定期訪問
- ・生活困窮者自立相談支援事業との連携

(4) 地域福祉活動研修の開催

- ・地域福祉推進委員や民生委員を対象とした地域福祉推進研修会の開催
- ・認知症サポーター養成講座・声かけ訓練
- ・福祉レクリエーション養成研修の開催
- ・子育て支援者交流会の開催

(5) 活動助成金の交付

- ・地域福祉活動支援助成金
- ・事業補助助成金
- ・ふれあいサロン助成金

- ・子育てサロン助成金
- ・福祉広報活動費助成金

(6) ふれあい・いきいきサロン活動への支援

- ・虚弱な高齢者の閉じこもり予防や介護予防、生きがいづくり、仲間づくりなどの活動に対する協力・支援
- ・レクリエーション道具の貸出

(7) 子育てサロン活動への支援

- ・育児不安の解消や幼児虐待防止、仲間づくりなどの活動への協力・支援
- ・レクリエーション道具の貸出

2. 地域支え合い活動（安心生活創造事業）の推進

（計画 P52、54、56、60、62、74、76）

地域での見守り・支え合いのネットワーク活動の中から、生活支援や災害時支援の仕組みづくりを推進します。

(1) 地域支え合い活動における支援ネットワークづくりの推進

各自治会において、要援護者に対する近隣住民による日常の見守りと災害時支援の仕組みづくりから、社会的な孤立を防止し「継続的地域支援」と「個を支える地域づくり」を推進します。

- ・要援護者の実態把握とニーズ把握
- ・地域支え合い活動会議の参加
- ・地域支え合いカード登録の促進
- ・支援者の発掘
- ・あんしんカードの作成

- ・地域支え合い活動 DVD による周知と啓発
- ・支援者のしおりの作成
- ・地域支え合いマップづくり
- ・地域の自主防災組織との連携など
- ・市、地域包括支援センター、民生委員児童委員、自治会等との連携
- ・地域支援ネットワークづくり基盤整備事業助成金

(2) みまもりホットライン(協力企業等からの相談窓口電話設置)  
新聞・郵便配達時や電気・水道・ガスの検針等、日常業務において、ひとり暮らし高齢者等の異変を察知した場合の相談や通報等に的確に対応するとともに、企業等との連携を図ります。

### 3. 民生委員児童委員・主任児童委員との連携強化

(計画 P52、54、60、71)

各地区の地域福祉活動推進支援や要援護者への把握・訪問支援等、本会との連携を強化し更なる活動の推進に努めます。

- ・役員会並びに各地区定例会の参加
- ・4部会(高齢者、障がい者、子ども、広報)活動への相談支援

### 4. 行政等関係機関との連携強化(計画 P52、60、71)

地域における福祉課題の解決に向けて、行政や地域包括支援センター、サービス事業所、障がい関係機関、児童施設など様々な分野の機関との連携を図ります。また、定期的に会議に参加し、情報の共有や個別課題等の協議を行います。

### 5. 市民の福祉意識の啓発(計画 P52、60、68、78)

- (1) 広報紙「しあわせ」の内容活用
- (2) 社協パンフレットの有効活用
- (3) 「地域支え合い活動」DVDによる啓発
- (4) インターネット上でのきめ細やかな情報発信
- (5) 市民福祉講座(福社会員促進事業)
- (6) いきいきフェスタへの参画

### 6. 災害時の福祉支援体制づくり(計画 P74)

災害時における体制整備を図っていくため、「地域支え合い活動」などとの連携を活かすとともに、関係機関、団体と協働した災害時の福祉支援体制づくりを進めます。

#### (1) 災害時の福祉支援体制づくり

- ・地域支え合い活動を活かした、災害時要援護者への支援体制づくりの推進
- ・春日市避難行動要支援者避難支援プラン推進の協力
- ・筑紫地区社協災害時相互支援協定の履行

#### (2) 災害時における体制整備

- ・災害ボランティア講座の開催
- ・災害ボランティアセンター設置訓練の開催
- ・総合防災訓練への参画

#### (3) 災害・緊急時支援物資の整備

- ・災害時や緊急時における支援物資(衣類、寝具類、食料品等)の整備に努めます。

## 地域福祉課 ボランティアセンター担当

### 1. ボランティア活動相談・調整事業の強化(計画 P56)

多様なボランティアニーズやボランティア活動に対する要望に応えるため、様々なボランティア講座を開催し、人材を掘り起こし活動につなげます。また、ボランティア希望者の活動の場を広げるべく、関係する組織・団体などと協力・連携し、実際の活動に結び付くような支援に努めます。

- (1) 活動受入れ先や依頼先との適切な調整
- (2) 活動受け入れ先や依頼先と活動者との良好な関係作りを支援
- (3) 新たな活動先の拡充
- (4) 地域に根差したボランティア活動への取り組み

### 2. ボランティアの活動支援(計画 P68)

ボランティア活動は、基本的には誰でも気軽に行える活動ですが、何らかの理由により活動のしづらさを感じたり、参加するきっかけが見つからず、実際の活動に結びついていない等の方々、活動に参加しやすくなるような環境の整備に努めます。

- (1) ボランティアグループやNPO・市民団体・企業・大学等を把握し、その活動情報を提供します。
- (2) 地域のボランティア活動への繋がりを図ります。
- (3) 住民や団体、企業等ボランティア活動の更なる推進
- (4) 福祉ボランティア連絡協議会への支援と連携強化

### 3. ボランティアの育成(計画 P52、56、68、74、78)

様々な生活課題に応えるため、一定の知識や技術を必要とするボランティアの育成と活動のきっかけづくりとして気軽に参加できる講座等を行います。

- (1) 点字ボランティア講座
- (2) ボランティア入門講座
- (3) 筆談ボランティア養成講座
- (4) 災害ボランティア講座
- (5) 春日市一斉ボランティア
- (6) 傾聴ボランティア講座
- (7) サマーボランティアスクール
- (8) ボランティアリーダー研修会
- (9) ボランティア交流会

### 4. 広報・啓発の強化(計画 P52、68)

ボランティア活動につながる情報発信の強化・拡充を行います。

- (1) 広報紙「しあわせ」の充実
- (2) ボランティア通信の充実
- (3) メール等による発信の拡充
- (4) ホームページの充実
- (5) 新たな情報発信機能の研究
- (6) いきいきフェスタ企画委員会の参画
- (7) 福祉関係機関・団体への周知

## 5. 福祉学習への支援(計画 P52、78)

学校や地域、市民に対し、福祉についての学習の機会や教材を提供し、理解と関心及び福祉意識を高め、福祉活動への参加の動機づけを図ります。

- (1) 車いす等の体験学習支援
- (2) 当事者及びボランティアグループとの交流学习支援
- (3) 福祉用具の貸出
- (4) 福祉教育読本の配布

## 6. あいあい広場(手をつなぐ育成会との共催)(計画 P52、78)

障がいのある方とない方の地域交流事業を行い、障がいへの理解を深め、共に地域で生活していく住民として、つながりや仲間づくりへの支援を行います。

- ・7月 3回(説明会・研修会含む)

## 7. 子育て地域推進事業(計画P54)

### (1)「春っ子ひろば」

子育て中の方へ、地域における子育て支援の推進活動として、子育てへの意欲向上と親の心のケアを図り、親と子どもの絆を深めることを目的に実施します。

- ・年一回開催

### (2) 子ども一時預かり事業「おおきくな〜れ！」

子育て家庭へ、親が子どもへ向かい合う心のゆとりを育む育児支援を目的に実施します。

- ・毎月二回開催(第二、四金曜日)

## 8. 高齢者生きがいづくり事業(計画 P67)

### (1) はつらつ会(高齢者生きがい対応サービス)

65歳以上の閉じこもりがちの方を対象に、生きがいや仲間づくりと介護予防を目的に実施します。

- ・週一回開催(木曜日)

## 9. 在宅介護者支援事業(計画P52)

### (1) 介護を考える介護者のつどい(交流会)

在宅等で介護をしている方やこれから介護をはじめの方、また介護を終えた方との交流、支援を目的に実施します。

## 10. 福祉団体等との連携・支援体制(計画 P52)

春日市で活動している当事者・支援者団体等が連携・情報交換できる場として、福祉団体等連絡協議会定例会議を通して、活動の活性化を促します。

- (1) 福祉団体定例会(2ヶ月に1回)開催
- (2) 福祉団体の実施事業への協力支援
- (3) 福祉団体への助成金交付

## 地域福祉課 生活支援担当

## 1. 生活支援体制整備・総合事業への取り組み(計画 P60、62)

生活支援コーディネーター受託事業の取り組みとして、地域のニーズ把握を行い、様々な関係機関と協働し、地域資源の把握・

改善等、生活支援体制の整備を図ります。また、必要に応じて地域住民を巻き込んだ新たな社会資源の開発にも取り組んでいきます。

- (1) 協議体設置への取り組み
- (2) 新たな社会資源の調整、整理、作成
- (3) 関係機関との情報交換、情報共有
- (4) 地域（自治会）ニーズの把握

## 2. 住民参加型移送サービスの充実（計画 P62、78）

利用会員・協力会員が、同じ会員（市民）としてお互いに助け合っていくという目的のもと、活動の支援を図っていきます。

- (1) 協力会員の体制確保
- (2) 安全運行への研修の充実

## 3. おたすけサービスの充実（計画 P62、78）

ひとり暮らし世帯や障がい者、妊産婦、子育て世帯等で、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある人にサポーター（活動支援員）を派遣して、自立した生活が続けられるよう生活の支援を行ないます。

- (1) 養成講座の開催
- (2) 利用調整（受付、調査、訪問、登録、調整）
- (3) 活動の連絡調整
- (4) 関係機関との連携強化
- (5) 生活支援グループの活動支援

## 4. 生活支援事業の充実（市、受託事業）（計画 P60、62、78）

介護サービスや制度の谷間への支援等、多様な生活課題に対して、住民参加による生活支援サポーターが、日常生活に支障がある人の個別の生活ニーズに応え、高齢者の生活を支えることで、生活の質の向上とサポーター自身の生きがいづくりや仲間づくりを行います。

- (1) 生活支援サポーターの登録
- (2) 利用調整（受付、調査、訪問、登録、調整）
- (3) 活動の連絡調整
- (4) 生活支援サポーターフォローアップ研修
- (5) 生活支援サポーター交流会の開催
- (6) 生活支援事業先進地への視察研修
- (7) 関係機関との連携強化

## 5. まごころ訪問事業の充実（市、受託事業）（計画 P60、62、78）

高齢の要支援者等が増加する中、住み慣れた地域で自立した生活を営むことが出来るよう、地域の多様な主体が支援することで、可能な限り要支援等の状態の予防もしくは維持又は改善につながる支援を行います。

- (1) 利用調整（受付、調査、訪問、登録、調整）
- (2) 活動の連絡調整
- (3) まごころサポーターフォローアップ研修
- (4) まごころサポーター交流会の開催
- (5) 先進地への視察研修
- (6) 関係機関との連携強化

## 6. 配食サービス事業（市、受託事業）（計画P56）

### （1）的確な安否確認

- ・毎食ごとの受け渡し方法を細分化また明文化することにより、生活状態や健康状態を的確に把握し、地域包括支援センター等と情報を共有することにより、利用者の安否確認の徹底を図ります。

### （2）関係機関との連携強化

- ・利用者や家族並びに社協内他部署や関係機関等との連携や情報交換を密に行い、緊急時の迅速・適切な対応に努めるとともに、社協のネットワーク力を活かした事業を展開します。
- ・配達員の資質向上を図るため救急救命講習会への参加や認知症等の学習する機会の拡充を図ります。

### （3）安心安全な食事の提供

- ・調理委託業者と随時協議を行うことにより、利用者ニーズに則した安心安全な食の提供に努めます。
- ・利用者の身体状況や介護予防の観点から、メニューの検討・研究に努めます。

### （4）地域づくりとの連携

- ・食を介することによる地域とのつながりづくり（孤立防止）
- ・食を通して、住民のニーズを地域に投げかけ、ひとりの課題を地域の課題へと広げることによる地域づくり

## 1. ケアプランサービス（計画P59）

介護保険制度の基本理念である「利用者による自己決定」「利用者の自立支援」を最大限重視し、個々の利用者が要介護状態等になっても、一人一人がその人らしく主体性を持って自らの意思に基づき、生活維持能力を高め、質の高い在宅生活を送ることができるよう、専門的な知識及び技術をもって適切なケアマネジメントを実施し支援していきます。また、社協ならではの地域ネットワーク力を活かし、地域、保健、医療、福祉等、関係機関との連携に努めます。

### （1）自己決定、主体性、個別性の尊重

支援の全ての課程において、常に利用者の立場に立ち、利用者の自己決定と主体性、個別性を尊重できるよう、利用者ニーズに応えられる居宅サービス等の情報提供を行い、利用者の選択した居宅サービス等が、特定の所に不当に偏ることのないよう公平中立な介護支援に努めます。

### （2）利用者の自立支援

利用者が可能な限り居宅において自分の意思のままに自分らしく、自らの生活維持能力を高め、サービスを有効かつ適切に活用し、自立した生活を送ることができるよう、利用者の有する能力や生活環境等を捉えて利用者の自立支援促進と生活状況等の

悪化を防止する介護支援に努めます。

(3) 総合的かつ包括的なサービス提供への対応

多様な利用者ニーズに応えるため、専門的な知識及び技術をもって保健、医療、福祉等との多職種連携を図り、福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう支援を行います。

さらに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業、生活困窮者自立支援事業等との協働に努めます。

(4) 収支意識の徹底と収支管理

良質な居宅介護支援を行い、利用者の獲得に努めるとともに、コスト意識の徹底と経費の削減を図り、赤字幅の縮小に努めます。

2. ホームヘルプサービス（計画P59）

利用者が可能な限り、住み慣れた自宅において、その能力に応じ自分らしく自立した日常生活が継続できるよう、介護・福祉の専門職として、質の高いサービスの提供に努めます。

(1) 地域に密着した総合的なサービスが提供できる事業所

利用者が住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、困りごとや心配ごとの身近な相談役として、必要な支援が提供できるよう、在宅医療・介護多職種のサービスや地域の関係機関との連携を深め、安心して信頼していただける事業所づくりに努めます。

(2) 個別的な介護サービスの提供

利用者の意思及び人格を尊重し、心身の状況・環境を十分に把握し、ニーズにあった個別計画のもとサービスを提供し、生活の

質及び介護サービスの向上に努めます。

(3) 専門的なサービスの提供と人材育成

安心で質の高い専門的介護を提供していくため、外部研修・内部研修への参加を積極的に行うとともに、同行訪問等を実施し、ヘルパーの知識・技術の資質の向上に努めるとともに、専門性のある質の高いサービスの提供に努めます。

(4) 制度改正に対する対応

介護が必要な状態になっても、身近な地域で医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体となって提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた様々な制度等の改正内容を、迅速・正確に把握・理解し、将来における事業の見通し等を含め、柔軟かつ的確な対応に努めます。

(5) 収支意識の徹底と収支管理

法律や制度等の改正内容を精査し、将来の見通し等を考慮したうえで、利用者の獲得に努めるとともに、コスト意識や収支意識の徹底を図り、短いサイクルでの収支管理を行ったうえで、適正な収益の確保に努めます。

(6) タイムケア事業の充実（計画P52）

タイムケア事業が円滑に継続して実施できるよう、人材の確保とサービスの質の向上に努め、障がい等のある子ども達が安心して長期休暇中を過ごせるよう事業の工夫と充実に努めます。